

(令和2年1月31日現在)

# 新型コロナウイルスの流行に関する 宮崎県中小企業融資制度のご案内

## 事業承継・経営支援・災害対策貸付(売上減少対策等)

融資対象者	経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
返済期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.40%～年1.50%

## セーフティネット・危機関連貸付(5号:売上減少対策)

融資対象者	業況の悪化している業種として国が指定した業種を営んでおり、最近3か月間の売上高等が、前年同期に比して5%以上減少している中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000万円 (※組合は8,000万円) 設備資金 5,000万円 (※組合は8,000万円)
返済期間	運転7年以内(うち据置12月以内)、設備10年以内(うち据置18月以内)
融資利率	年1.00%～年1.50%
保証料率	年0.25%

※上記のほか、利用可能な貸付がありますので、詳しくは県経営金融支援室までお問い合わせください。

**問い合わせ先 : 宮崎県 商工政策課 経営金融支援室 (電話:0985-26-7097)**